

よなごの国保



「国民健康保険被保険者証」(保険証)の更新について

平成 27 年 7 月 31 日をもって、お手持ちの保険証の有効期限が切れますので、新しい保険証を、7 月中旬に簡易書留で世帯主の方へお送りします。1 通につき 3 名分までの保険証が入っています。4 名以上の世帯には、2 通以上届くことになります。

●有効期限について

今回お送りする保険証の有効期限は平成 28 年 7 月 31 日となっています。1 年間お使いいただくものですので、大切に保管して下さい。

また、下記に該当する方の有効期限は異なったものになります。

- ◎平成 27 年 8 月 2 日から平成 28 年 7 月 31 日までの間に 75 歳になる方
(後期高齢者医療制度に移行)
- ◎平成 27 年 8 月 2 日から平成 28 年 7 月 1 日までの間に
⇒ 70 歳になる方(高齢受給者に該当)
⇒退職者医療制度に該当の方で 65 歳になる方
- ◎学生の届けをいただいており平成 27 年 8 月 2 日から平成 28 年 7 月 31 日までの間に
卒業予定となる方
- ◎保険料に未納のある方

国民健康保険料等の還付金詐欺にご注意ください!

全国各地で市区町村の職員を装い、「国民健康保険料や医療費の還付(払い戻し)がある」などと電話をかけ、ATM(現金自動預け払い機)を操作させたり、個人情報を読みだすなどして、お金をだまし取る「振り込め詐欺」事例が多数発生しています。

◎市町村職員が保険料などを還付するために、ATMを操作させることや、通帳の口座番号など個人情報をお聞きすることは、絶対にありませんのでご注意ください。

このような不審な電話があっても、すぐに行動しないで、保険年金課までお問合わせください。

米子市保険年金課 TEL (0859) 23 - 5122 (保険証、後期高齢者医療) 23 - 5124 (納付相談)
23 - 5126 (高額療養費、人間ドック) 23 - 5123 (特別医療)

平成 27 年 7 月 1 日

平成27年度の保険料の納付が7月から始まります

◆保険料を口座振替の方または金融機関等の窓口で納付の方

国民健康保険料納入通知書を7月中旬にお送りします。口座振替をご利用の方は、納期限の日にご指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、口座の確認をお願いします。

また、金融機関等の窓口で納付の方は、最寄りの金融機関、保険年金課⑦番窓口、淀江支所地域生活課で納めてください。

平成 27 年度国民健康保険料の納期限

1期	7月31日(金)	5期	11月30日(月)
2期	8月31日(月)	6期	12月25日(金)
3期	9月30日(水)	7期	2月 1日(月)
4期	11月 2日(月)	8期	2月29日(月)

保険料の納付は、ゆうちょ銀行・郵便局（中国5県内に限ります）もご利用できるようになりました。
(納期限内納付のみ)

◆保険料を年金天引きされている方

納付月は、年6回、年金支給月の8月、10月、12月、2月、4月、6月となります。

※国民健康保険料を滞納していない方は、「年金からの引き去り」を止めて、「口座振替」によるお支払いに変更することもできます。ご希望の方は、保険年金課で手続きをお願いします。7月31日（金）までにお申し出いただいた場合は、10月以降に支給される年金から引き去り中止となります。

- 【持参していただくもの】**
- ・平成27年度国民健康保険料納入通知書
 - ・口座振替に使用する通帳
 - ・通帳のお届け印

国民健康保険料の納付が困難な方は、保険年金課の窓口へご相談ください

★納期分を一括で納付が困難な方・・・分割納付などの相談を承ります

★納付のため金融機関や市役所に行く時間が取れないとき・・・訪問徴収の方法もあります

平成26年度の国民健康保険事業の収支状況概要をお知らせします

(単位：千円)

歳入	<総額 15,615,060>	歳出	<総額 16,022,174>
保険料(税)	2,890,001	総務費	336,699
国庫、県支出金	4,545,184	保険給付費	10,620,394
療養給付費交付金	771,577	後期高齢者支援金等	1,857,101
前期高齢者交付金	4,096,644	前期高齢者納付金等	1,439
共同事業交付金	1,907,324	介護納付金	766,227
一般会計繰入金	1,360,355	共同事業拠出金	1,856,952
基金繰入金	0	保健事業費	137,939
繰越金	0	繰上充用金	303,889
その他	43,975	その他	141,534

国民健康保険事業の会計は、加入者の納める保険料や国庫の補助金を収入として、主に医療費（保険給付費）の支払いを行っています。

歳入総額の内、約19%が保険料です。加入者数が減少していることから、前年比約1億1千万円の減少となりました。

歳出では、約66%が保険給付費で、前年と比べると約8千万円の増加となっています。

平成26年度の国民健康保険財政は歳入が不足するため、約4億円を平成27年度分の歳入から前倒しをして補っています。平成26年度では、平成25年度に不足した約3億円を補っていましたので、単年度としては約1億円の赤字となります。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

●国民健康保険加入の方 更新は7月22日(水)からです。

現在交付している認定証は、平成 27 年 7 月 31 日が有効期限となっています。8 月以降も認定証が必要な方は、市役所保険年金課⑦番窓口または淀江支所地域生活課で更新の手続きをお願いします。また、新たに認定証が必要な方も随時交付いたしますので申し込みを行ってください。

対象となる方

年 齢	住民税課税区分	交付する認定証
70 歳未満	課税世帯	限度額適用認定証
	非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
70 歳以上 75 歳未満	課税世帯	※（認定証の交付対象ではありません）
	非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

※70歳以上の住民税が課税されている世帯の方は、保険証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。そのため、認定証の申請は必要ありません。

※認定証の申請には保険料の未納がないことが要件となります。

※認定証の他には「高額療養費委任払い制度」があります。ただし、医療機関の同意及び市の審査決定などが必要となりますので、必ず事前に保険年金課までご相談ください。

●後期高齢者医療制度加入の方

現在、認定証を交付している方（お手元に平成 27 年 7 月 31 日有効期限の認定証をお持ちの方）は自動更新になります。更新した認定証は 7 月下旬に保険証と一緒に郵送いたします。また、新たに認定証が必要な方は随時交付いたしますので市役所保険年金課⑦番窓口または淀江支所地域生活課で申し込みを行ってください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申し込みができるのは、住民税非課税世帯の方です。後期高齢者医療被保険者証と印鑑をお持ちください。

※住民税が課税されている世帯の方は、保険証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。そのため、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請は必要ありません。

※住民税課税世帯・住民税非課税世帯の判定は、平成 27 年 8 月から平成 28 年 7 月の期間は平成 27 年度の住民税課税状況で判定します。

<限度額認定とは>

限度額認定とは、入院や外来診療で医療費の支払額が高額となった場合、医療機関等の窓口での支払額を、所得区分に応じて国が定める自己負担限度額までとするものです。法定の自己負担限度額は、被保険者の所得区分によって異なります。

<標準負担額とは>

被保険者が保険医療機関等へ入院した場合に、かかった食事に要する費用のうち被保険者が負担する一部負担金のことです。

ペイジー口座振替 受付サービスを開始しました

「ペイジー口座振替受付サービス」とは、市役所の窓口で、対象金融機関のキャッシュカードを専用の端末機に読み込ませ、暗証番号を入力するだけで、口座振替の手続きが行えるサービスです。

金融機関の届出印なしで、口座振替の受付が完了できるようになりました。この機会に納め忘れがなく便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

※この方法で手続きができるのは、口座名義人の方のみとなりますのでご注意ください。

申し込み場所

保険年金課（本庁 1 階 7 番窓口）・淀江支所地域生活課

取扱い料金

国民健康保険料

利用可能な金融機関

- ・山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、島根銀行、中国労働金庫、中国銀行、ゆうちょ銀行
- ※上記以外の金融機関の場合や、口座名義人以外の方がお手続きする場合は、従来の口座振替依頼書（口座届出印が必要）でお申し込みいただけます。

申し込みに必要なもの

- ・口座振替を希望する口座のキャッシュカード（※ 通帳のお届印は不要です。） 利用できる口座種別は、普通預金・通常預金（ゆうちょ銀行）です。
- ・法人カード、代理人カード、生体認証 IC キャッシュカード等、一部利用できないカードがあります。クレジットカードは使用できません。
- ・申請される方の本人確認書類（保険証、運転免許証、住民基本台帳カード等）

手続きの方法

- 1 保険証、運転免許証等でご本人の確認を行います。
 - 2 受付票に住所・氏名等を記入していただきます。
 - 3 専用端末機にキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号の入力を行います。
 - 4 端末機から出力された「確認書」にご署名をお願いします。
 - 5 「確認書（お客様控え）」をお渡しします。
- 以上で口座振替の受付が完了します。

ご 注 意

- ・ペイジー口座振替受付サービスは
口座名義人本人が窓口で手続きをする必要があります。
口座名義人の範囲は、納付義務者又は国保加入者に限ります。

そ の 他

- ・従来の口座振替依頼書（口座届出印の押印必要）による申し込みも、引き続き受付します。

